平成２３年（フ）第１３５号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3240番地１　駅前団地203号
債務者　園田　修一
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
青森県八戸市大字馬場町８番地
債務者　盛田　喜祐
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
青森県八戸市大字新井田字寺沢８番地４
債務者　本間　　徹
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地2240
債務者　米倉セツ子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
青森市大字大野字片岡９番地20　ハイツハーティエスト２―101
債務者　相川　正子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
青森県五所川原市大字稲実字稲葉49番地52
債務者　對馬　文明
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
青森県五所川原市大字稲実字稲葉49番地52
債務者　對馬　範子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２０２９号
名古屋市西区上小田井２丁目56番地　シャトレ上小田井101号
債務者　木寺　将士
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
長崎県島原市三会町乙1766番地８
債務者　島田　健二
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
長崎県島原市三会町乙1766番地８
債務者　島田千佳子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
山口県長門市三隅下1432番地５　シャンドフルール202号
債務者　窪　　貴士
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１５５号
松江市外中原町256番地
債務者　廣瀬　修一
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
松江市本郷町４番24号
債務者　中谷　咲子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０７号
和歌山市大谷377番地の３
債務者　坂上　寿子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８７号
北海道留萌郡小平町字小平町374番地の10
債務者　濱崎　　翔
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１５号
北海道旭川市３条通23丁目５番地
債務者　廣澤　深幸
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０４号
静岡県島田市川根町抜里498番地の２
債務者　杉村　順彦
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１８号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｓ３―204号
債務者　橋本　知美
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部